

富士吉田市農業委員会 令和5年8月定例総会議事録

1 招集期日 令和5年8月30日（水）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（13名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子	第5番	小野 利壹
第6番	渡邊 和英	第7番	遠山まさの	第8番	渡邊 孝治
第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫	第11番	羽田 善行
第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員 第1番 藤井 與三郎

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地法第3条の規定による競・公売適格証明願いについて

第七 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

第八 議案第6号 非農地通知交付申請について

第九 議案第7号 令和6年度山梨県農業行政施策に関する意見について

第十 議案第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に伴う意見
聴取について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 渡辺孝広

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

農林課

農政担当 栞原寛和

7 開議 午後2時5分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 8 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 13 名であり、藤井委員が欠席ということで報告を受けております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第 6 番 渡邊 和英 委員、第 7 番 遠山 まさの 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 8 分休憩）

（午後 2 時 9 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。第 3 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第 1 号 第 3 委員会の 1 件の朗読後】

第 3 委員会の受理番号 3 の 7 号につきましては、6 月の総会において競・公売適格

証明を承認した案件であります。この度、競売が実施されたことに伴い、最高価格買受申出人から3条本申請があったものです。今回は事情聴取等については割愛させていただきました。

競・公売適格証明の承認の際に、既に実質的な資格審査を行っており、その後特段の事情変更等は、認められませんので、本申請は許可すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○ 議長（会長）

次に日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の11号については、申請人が申請地を住宅敷地として利用している追認案件であります。

受理番号4の12号については、申請人が申請地を住宅用地の一部として利用している追認案件であります。両件とも用途指定区域内の第3種農地であり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。8月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の11号の申請地は、甲府地方法務局吉田出張所の北、約60mに位置しております。始末書によると昭和34年頃に住宅および車庫を建築し、住宅敷地として利用していたそうです。

次に、受理番号4の12号の申請地は、城山のヤマト運輸上吉田・山中湖センターの南西、約210mに位置しております。始末書によると昭和45年に農地法の許可を得て土地を購入し、父親所有の住宅の増築工事を行ったが、地目変更登記をしないままになっており、現在は住宅の倉庫として利用しているそうです。両件とも必要書類も添付されており、特に問題なく、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第3委員会の1件の朗読後】

こちらの案件につきましては、申請人が申請地を申請人の長男の会社に賃貸し、工場用地として利用している追認案件であります。用途指定区域外の第2種農地ですが、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。8月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の13号の申請地は、浅間2丁目の雇用促進住宅の北側約840mに位置しております。始末書によると平成2年に農地法の許可を得て工場用地として整備したが、地目変更登記をしないままになっており、現在は会社の倉庫として利用しているとのことです。必要書類も添付されており特に問題なく、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第1委員会の2件の朗読後】

こちらにつきましては、譲受人が譲渡人より申請地を買い受け、山神社の参拝客の駐車場用地とするものです。用途指定区域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。8月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の24号と受理番号5の25号の申請地は、新屋山神社に隣接しています。事業計画書によると、近年、神社の参拝客が増加しており、コロナ禍も落ち着いたことで駐車場スペースの不足が懸念されることを考慮し、申請地を購入することになったそうです。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第6委員会の1件の朗読後】

こちらにつきましては、借受人が貸付人より申請地を賃借し、住宅型有料老人ホームの建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅等が連坦しているエリアにあたり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。8月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の23号の申請地は、上暮地コミュニティーセンターの北東約50mに位置しております。借受人が新たに介護サービス事業を開始し、申請地に住宅型有料老人ホームを建設する計画です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農地法第3条の規定による競・公売適格証明願いについて」を議題とします。

第5委員会の競・公売適格証明願い1件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第4号 第5委員会の1件の朗読後】

こちらに事案につきましては、営農を拡大するための競売の適格証明願いであります。譲受人としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の規定による権利の取得者として、適格であるものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（羽田 善行 君）

第5委員会から報告いたします。8月23日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。

受理番号7の3号の申請地は、学校給食センターの南西、約170mに位置し、現在は、休耕地となっております。

譲受人は夫と義父母と共に家族所有のトラクター等を使い営農する予定であり、適格者と判断してよろしいと考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質問がありましたらご発言願います。

（「なし」声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり、証明することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号の農地法第3条許可申請に伴う競・公売適格証明願申請の1件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

今回の案件は、設定件数2件です。2件とも再設定の案件です。筆数につきましては3筆、面積は1,561㎡となります。詳細につきましては、資料をご覧ください。これらは引続き農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、ただいまの事務局からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第5号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

次に、日程第八、議案第6号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第3委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第6号 第3委員会の1件の朗読後】

この案件につきましては、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認めて通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。8月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号23の4号の申請地は、新倉山浅間公園駐車場入り口から北東へ約150mと、北西約550mに位置しております。現地はヒノキ、赤松等の針葉樹の山林が形成されています。

以上のことから、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、議案第6号、第3委員会の非農地通知交付申請の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号の非農地通知交付申請の1件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

○ 議長（会長）

次に、日程第九 議案第7号「令和6年度山梨県農業行政施策に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

毎年、農業委員会等に関する法律第53条第1項の規定により、県農業会議から知事に宛てて、「山梨県農業行政施策に関する意見書」を提出しており、その際、各農業委員会からも意見・要望を聴取しています。7月の総会において事務局案を提案し

ましたが、追加事項などのご意見がありましたら、ご審議をお願いいたします。
(回答案の説明)

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑等がありましたらご発言願います。
(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、「令和6年度山梨県農業行政施策に関する意見について」を採決いたします。議案第7号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

次に、日程第十、議案第8号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に伴う意見聴取について議題といたします。

令和5年8月28日付け、農林発第239号で、富士吉田市長より、意見聴取の依頼が農業委員会あてに届いております。

詳しい内容説明について、農林課より説明をお願いします。

○ 農林課農政担当

(資料に基づき説明)

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの農林課の担当者からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 宮下 師貴 委員

農業従事者というのは、どういう方で市にどのくらいいるのですか。

○ 農林課担当者

こちらの資料の2ページの前半部分に、本市の農業の現状を記載した部分がありますが、こちらは2020年の農林業センサスのデータをもとに記載してあります。総農家数は687戸、そのうち専業農家は10戸であります。

○ 議長（会長）

今、認定農業者は何名いますか。

○ 農林課担当者

個人の農業者は14名になります。

○ 加々美 和也 推進委員

6ページの部分ですが、確かにそうですが、各組織と連携してやっていくというの

が見えないですね。実践してやっているかどうか分からないです。

あと、地域計画、これからの農業のあり方、地域計画の策定と、実践が大切になってきますね。9ページにある人・農地プランの実質化とあるのですがこれをやっていくには結構力が必要です、事務局もそうだし、農林課もそうなのですが、マンパワーが必要です。我々も、推進委員も農業委員も一緒にやっていきますので、よろしくお願いします。

○ 議 長（会長）

他にはないですか。

質疑なしと認めます。

これより、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に伴う意見聴取について採決いたします。

議案第8号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想変更に伴う意見聴取については、農林課の提案のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長（会長）

ご異議なしと認めます。

以上で、令和5年8月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 羽田 善行 委員

最近、サルが下ノ水に出没していて、群れで出没して山に帰らないでその近くに何日かいたようなのですが。

捕獲した方がいいのではないですか。以前河口湖の方で捕まえたらしいのですが、数が増えているので捕まえた方がいいのではないですか。農林課の課長お願いします。

○ 事務局長（農林課長）

その点につきましては、農林課でも把握しておりまして、建物の中に巣くっているという点も把握しておりまして、建物の管理者に出入りができないように塞いでいただくようお願いしております。

また、捕獲につきましては、確かに以前河口湖の方で大きな罠で大量に捕ったことがあるようですが、市内においても個々に罠や銃器を使用して捕獲は継続的に行っております。ただ、下ノ水のあたりでは民家がありますので、銃器は使えませんし、近くに罠は設置しているのですが、その群れが罠に慣れてしまっていて近づかないというようなことがあるようです。継続的に猟友会の方に依頼しまして山に入ってもらえるようなこともしております。

○ 羽田 善行 委員

追払い隊というのはまだ活動していますか。効果はあるのですか。

○ 事務局長（農林課長）

活動しております。鉄砲と同じくらいの音が出る花火を使用して追払っております。サルに対する追払いは、サルの行動域を変えるという効果があることが証明されてお

りまして、しつこく出てくるサルに対して、しつこく追払いをするということが非常に重要になります。

我々も通報を受けて行っても、もういないということが多いので、地元の方にも頑張ってもらいたいというところがあります。

囲い罠に関しては、猟友会にやってもらえないのですが、ちょっと難しいようです。

○ 羽田 善行 委員

囲い罠もやってもらえるようにお願いします。

○ 事務局長（農林課長）

猟友会の方にもお願いしてみます。

○ 加々美 和也 推進委員

吉田の獣害に関して女性のコーディネーターがいましたが、一度来てもらって現状とか勉強させてもらいたいです。

○ 事務局長（農林課長）

そうですね。一度ここへ来てもらって話をしてもらってもいいですね。

○ 梶原 久 推進委員

花火を使っても、音がすごくて苦情が来ますね。

○ 事務局長（農林課長）

自分は電動エアガンを使っていますが、あれは音も大きくないのでいいですよ。

サルにしてみれば当たっても痛くはないと思うのですが、彼らの理解できない物が体に当たってくるので、パニックになって逃げていきます。

○ 議長（会長）

では、よろしいでしょうか。事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 事務局長

閉会后、引き続き「農地利用最適化推進会議」を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 職務代理

推進委員だけですか。

○ 事務局次長

全員残っていただきます。農地パトロールのお話をさせていただきます。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これ

をもって、富士吉田市農業委員会 8 月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦
勞様でした。

8 閉会 午後 3 時 17 分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 8 月 30 日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 渡邊 和英

委 員 遠山 まさの